

特定操縦技能審査結果報告書
(兼 特定操縦技能審査チェックリスト)

— 滑空機 —

航空法施行規則第162条の15の規定に基づき、特定操縦技能審査を実施したので、下記のとおり報告します。

操縦技能審査員	フリガナ 氏名： 現住所：〒 電話番号： E-mail： 所属（もしあれば）： 〔本審査に係る操縦技能審査員に関する情報〕 認定番号： 認定年月日： 年 月 日 最近の操縦技能審査員定期講習修了日： 年 月 日 (※操縦技能審査員定期講習を免除した場合は免除通知書発行日)
被審査者 (※実技審査の全部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用し行う場合には航空身体検査証明に関する情報の記入は不要)	フリガナ 氏名： 現住所：〒 電話番号： E-mail： 所属（もしあれば）： 〔本審査に係る航空従事者技能証明等に関する情報〕 資格： <input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 准定期 番号：第 号 種類： <input type="checkbox"/> 飛 <input type="checkbox"/> 回 <input checked="" type="checkbox"/> 滑 <input type="checkbox"/> 船 限定：(等級) (型式) 他資格： <input type="checkbox"/> 計器 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 英語 (有効期限： 年 月 日) 今回の審査前の操縦等可能期間の満了日： 年 月 日 航空身体検査証明番号：第 号 <input type="checkbox"/> 第一種 <input type="checkbox"/> 第二種 航空身体検査証明有効期限： 年 月 日 条件事項： 〔飛行経験等〕 総飛行時間： 時間 分 最近6月の総飛行時間： 時間 分 過去2年以内の安全講習会の受講 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (以下に最近の受講実績を記入) 講習会名称： 受講日： 年 月 日
特定操縦技能審査	審査実施日： 年 月 日 審査を実施した空港等 (※模擬飛行装置又は飛行訓練装置で実施した場合は当該装置の設置場所) 審査に使用した機材 (航空機の種類、等級、型式、国籍及び登録記号) (※模擬飛行装置又は飛行訓練装置の場合は国土交通大臣の認定番号及び認定年月日) 実技審査の飛行経路： 実技審査の飛行時間： 審査結果： <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格 (理由：) 操縦等可能期間満了日 (合格した場合) 年 月 日

添付書類

- 特定操縦技能審査申請書の写し
- 被審査者の技能証明書の写し (「規則第20号様式 12. 技能証明書—特定操縦技能審査/確認」を含む。)
- 審査記録 (チェックリスト等) ※任意

(※審査記録の提出は任意だが、少なくとも2年間の保存が必要であり、当局から提出を求められた場合は速やかに提出すること)

口述審査

実施要領 (○) 判定基準 (>)

1: 運航に必要な知識

□1-1 最近の変更点

□安全講習会受講により確認済

□安全講習会受講後の変更事項を審査

(飲酒基準、直近の運輸安全委員会勧告及び管制方式基準の改正については必須とする)

○航空局が直近に発信したリーフレットや安全啓発動画の内容についても理解しているか確認する。

なお、審査終了後には、航空局が直近に発信したリーフレットを被審査者に手交すること。

>特定操縦技能審査口述ガイダンス(「ガイダンス」という)「第1部 1-1. 最近の変更点」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

□1-2 一般知識

□安全講習会受講により確認済

□安全講習会受講後の変更事項を審査

○各項目について理解(理解力の程度を含め)しているか確認する。

>ガイダンス「第2部 1-2. 一般知識」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

□1-3 航空機事項等

○各項目について理解(理解力の程度を含め)しているか確認する。

>ガイダンス「第2部 1-3. 航空機事項等」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

実技審査

実施要領 (○) 判定基準 (>)

2: 飛行前作業

□2-1 証明書・書類

- 航空機登録証明書の登録記号が当該使用機と一致しているか確認させる。
- 耐空証明書の登録記号が当該使用機と一致しているか、耐空類別は何か、有効であるかを確認させる。
- 運用限界等指定書を確認させる。
- 航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。
- >必要な証明書、書類等の有効性の確認及び航空日誌等の記載事項を解読し説明ができる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-2 重量・重心位置等

- 審査に使用する航空機の飛行規程、計算表等から重量及び重心位置を計算させる。
- >空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できる。(重量・重心位置等に関する質問事項に概ね答えられる)
- 必要滑走路長を計算させ、答えさせるとともに使用予定の滑走路長から離陸・着陸が可能か判断させる。
- >離陸重量、着陸重量が使用する予定の滑走路長での離着陸を安全にできる範囲内であることを確認できる。(離陸距離、着陸距離の定義を確実に答えられる)
- 使用する燃料及び滑油の種類および搭載量を答えさせる。(上級滑空機を除く)
- >燃料及び滑油の搭載量並びにその品質について確認できる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-3 航空情報・気象情報

- 必要な航空情報を入手させ、飛行に関する事項を説明させる。
- > 航空情報を理解できる。
- 必要な気象情報を入手させ、天気概況、使用空港(滑空場)等、使用空域等の状況及び予報を説明させる。
- > 天気図等を使用し、天気概況の説明ができる。
- > 各種(空港等、使用空域)の気象通報式の解読ができる。
- > 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-4 飛行前点検

○航空機の外部点検及び内部点検をさせる。

➤飛行規程等に定められた内部及び外部点検ができる。

○点検中、諸系統及び諸装置についても質問する。

➤点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされている。

➤上記のほか、飛行前点検に関する質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

3：空港及び場周経路における運航

□3-1 始動・試運転

(※自力発航による離陸を実施する場合に行う)

○始動及び試運転を行わせる。

➤チェックリストの使用を含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動・試運転が実施でき、出発前の確認を完了できる。

➤制限事項を守れる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□3-2 地上滑走

(※自力発航による離陸を実施する場合に行う)

○管制機関等の指示又は許可に基づいて地上滑走を行わせる。

・概ね誘導路中心線上を滑走出力で滑走でき、滑走速度は安全上支障なく停止できる速度であること。

・ライドオンブレーキ（ブレーキを常にかけた状態）でないこと。

・風向に応じたエルロン、エレベータ位置であること。

➤必要な情報を入力し安全を確認したうえで地上滑走が行えること。

➤他機や障害物など周辺の状態を考慮し適切な速度及び出力で滑走でき、特に大型機の後方を通過する場合には、安全に対する配慮を行えること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□3-3 発航準備

○曳航前の打ち合わせを行い、安全上の基準の確認を行わせる。(自力発航による離陸を除く。)

- ・ 運航に必要な情報を入手し、発航準備を完了させる。
- ・ 発航の可否を判断し、所定の方式により運航関係者に連絡する。
- 曳航前の打ち合わせで安全上の基準が確認され、所定の事項について打ち合わせが確実に行われていること。(自力発航による離陸を除く。)
- 運航に必要な情報が入手でき、発航準備を定められた手順によって完了できること。
- 発航の可否を判断し運航関係者に正しく連絡できること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□3-4 場周経路の飛行

○所定の経路を適切な高度と速度で飛行させる。

- ・ 先行機と適切な安全間隔を設定して飛行させる。
- 場周経路を飛行でき、先行機との間隔が適切に設定できること。
- 円滑で釣り合いのとれた操作で滑空できること。
- 速度は意図した速度の±18キロメートル/時、針路は意図した針路の±10度以内の変化であること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

4：各種離陸及び着陸並びに着陸復行

□4-1 自力発航による離陸

(※曳航装置付き動力滑空機の実技審査では(4-1)又は(4-2)のいずれかを実施する。)

(※上級滑空機の実技審査では実施しない。)

○動力装置を使用しての通常離陸及び横風中の離陸を行わせる。

- 離陸滑走において著しく蛇行しないこと。
- 横風を修正して離陸できること。
- 上昇速度は±9キロメートル/時以内の変化であること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□4-2 曳航による離陸.

(※曳航装置なし動力滑空機の実技審査では実施しない)

(※曳航装置付き動力滑空機の実技審査では(4-1)又は(4-2)のいずれかを実施する。)

○曳航による通常離陸及び横風中の離陸を行わせる。

- 適正な方向を概ね維持できること。
- 適正な飛行速度が得られたときに浮揚できること。
- 速度超過、速度低下又はポーポイズィングに対して機を失せずに適切な修正操作が行えること。
- 適正な航跡を概ね維持できること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□4-3 滑空による着陸

(※曳航装置なし動力滑空機の実技審査では実施しないが動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについては実施)

(※曳航装置付き動力滑空機で動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについては実施する)

○滑空による通常着陸を行わせる。

- ・ 風向、風速を考慮して第3旋回の位置を決定すること。
 - ・ 第4旋回では30度を超えるバンクをとらないこと。
 - ・ 最終進入速度は製造者が定めた推奨最小進入速度に風速勾配を考慮したものとする。
 - ・ 指定された地点に接地する。
- 進入速度は±9キロメートル/時以内の変化であること。
- 適切な横風修正ができること。
- 抗力増大装置を使用して適切に降下角を調整できること。
- 3舵を適切に操作し、最終進入経路を正しく進入できること。
- 指定された地点から前方60メートルを超えない範囲内に安全な姿勢で接地できること。
- 横滑り状態で接地したり、接地後著しく方向を偏位させないこと。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□4-4 動力装置の作動中における着陸

(※曳航装置なし動力滑空機において動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについては実施しない。)

(※曳航装置付き動力滑空機の動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについては実施しない)

(※上級滑空機の実技審査では実施しない。)

○動力装置を運転したままの状態です所定の方法及び手順により通常に着陸及び横風中の着陸を行わせる。

○最終進入速度は製造者が定めた推奨最小進入速度に風速勾配を考慮したものとする。

○指定された地点に接地する。

(注) 動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについてはこの科目を実施しない。

- 進入速度は±9キロメートル/時以内の変化であること。
- 適切な横風修正ができること。
- 抗力増大装置を使用して適切に降下角を調整できること。
- 3舵を適切に操作し、最終進入経路を正しく進入できること。
- 指定された地点から前方60メートルを超えない範囲内に安全な姿勢で接地できること。
- 横滑り状態で接地したり、接地後著しく方向を偏位させないこと。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□4-5 着陸復行

(※曳航装置なし動力滑空機において動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについては実施しない。)

(※曳航装置付き動力滑空機の動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについては実施しない)

(※上級滑空機の実技審査では実施しない。)

○動力装置を運転したままの状態です定の方法及び手順により通常の着陸及び横風中の着陸を行わせる。

○最終進入速度は製造者が定めた推奨最小進入速度に風速勾配を考慮したものとする。

○指定された地点に接地する。

(注) 動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについてはこの科目を実施しない。

➤進入速度は±9キロメートル/時以内の変化であること。

➤適切な横風修正ができること。

➤抗力増大装置を使用して適切に降下角を調整できること。

➤3舵を適切に操作し、最終進入経路を正しく進入できること。

➤指定された地点から前方60メートルを超えない範囲内に安全な姿勢で接地できること。

➤横滑り状態で接地したり、接地後著しく方向を偏位させないこと。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

5: 曳航による飛行 (※曳航装置なし動力滑空機の審査では実施しない。)

□5-1 ウィンチ曳航による飛行

(※曳航装置付き動力滑空機の審査で自力発航による離陸を行う場合は実施しない。)

(※上級滑空機の審査では(5-1)又は(5-2)のいずれかを実施する。)

○ウィンチ曳航により上昇し曳航索を離脱させる。

➤適正な方向を概ね維持できること。

➤適正な初期上昇姿勢が確立できること。

➤適正な航跡を維持できること。

➤適正な操作により曳航索の離脱が行い、曳航索の離脱の確認が行えること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□5-2 航空機曳航による飛行

(※曳航装置付き動力滑空機の審査で自力発航による離陸を行わない場合は実施する。)

(※上級滑空機の審査では(5-1)又は(5-2)のいずれかを実施する。)

○航空機曳航による上昇及び旋回を行い、離脱させる。

- 離陸時に曳航機より過度に高くないこと。
- 適正な追従位置を維持できること。
- 曳航索の張力を適正に保持して追従でき、たるみに対して、機を失せずに適切な修正操作が行えること。
- 曳航索の離脱操作、離脱の目視による確認、空域の安全確認が行えること。
- 曳航機との安全間隔が確保できること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

6：ソアリング

□6-1 ソアリング

○別に示す口述ガイダンス「第2部 6-1. ソアリング」に従って以下に示す各種ソアリングに関する操作について質問し答えさせる。

- ・サーマル・ソアリング
- ・リッジ・アンド・スロープ・ソアリング
- ・ウェーブ・ソアリング

➤ソアリングを行うために必要な質問事項に概ね答えられること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

7：異常時及び緊急時に必要な知識

□7-1 曳航中の異常時及び緊急時の操作

(※曳航装置なし動力滑空機の審査では実施しない。)

○口述ガイダンス「第2部 7-1. 曳航中の異常時及び緊急時の操作」に従って質問する。

(実技審査により行うことも可能)

➤質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□7-2 動力装置の故障

(※上級滑空機の審査では実施しない。)

○口述ガイダンス「第2部 7-2. 動力装置の故障」に従って質問する。

(実技審査により行うことも可能)

➤質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□7-3 諸系統又は装置の故障

○口述ガイダンス「第2部 7-3. 諸系統又は装置の故障」に従って質問する。

(実技審査により行うことも可能)

➤質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□7-4 場外着陸

○口述ガイダンス「第2部 7-4. 場外着陸」に従って質問する。

(実技審査により行うことも可能)

➤質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

総合判定 （全体的な操縦・知識の熟練度、得意・不得意な分野等を記載）

※審査員は本チェックリストを当該審査をした日から起算して少なくとも2年間保存すること。